

令和2年度環境保全型農業直接支払交付金の要約

1 全国共通取組の拡充と単価の見直し

取組内容		交付単価の見直し（円/10a）		取組番号
		新単価	備考	
現 行 の 取 組	有機農業	12,000	2,000円の加算措置あり ※1	5
	そば等雑穀・飼料作物	3,000	（変更なし）	
	カバークロップ	6,000	※2	1
	堆肥の施用	4,400	（変更なし）	6
追 加 さ れ る 取 組	リビングマルチ（全作物） ※地域特認から移行	5,400		2
	小麦・大麦・イタリアンライグ ラスの種子を使用する場合	3,200		
	草生栽培（果樹・茶）	5,000		3
	不耕起播種（麦・大豆）	3,000	専用機が必要	1 8
	長期中干し（水稻）	800	溝切り必須	1 9
	秋耕（水稻）	800	翌年度も同じほ場で作付	2 0

2 有機農業は有機JAS認証取得相当の実施が要件化

- 毎年ほ場が変わる取組等は対象外となります。
※詳しくは、お問い合わせください。
- 有機JAS認証の取得または、参加型認証システムによる確認が必要となります。
（他者のほ場の現地確認に行ったり、会議への出席が求められる可能性があります）

※1 有機農業の加算措置の要件について

- 堆肥の施用または緑肥の取組（カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培）も同時に行う有機農業を実施する場合に限り、2,000円が加算されます。
- 土壌診断も必須です。
分析必須項目 水田の場合：可給態窒素（分析が困難な場合 pHでも可）
畑地の場合：EC

※2 カバークロップの注意点

- 適正な栽培管理を行った上で全量すき込むことが要件となります。
- 適正な栽培管理の基準は、カバークロップがほ場の概ね8割以上を覆っていることで、それが確認できる時期に現地確認を実施します（原則、4月以降）。

3 地域特認取組の対象作物の見直し

- 「大豆、小豆、そば、飼料作物（飼料用稲など）、花、麦、はとむぎ、なたね」は、地域特認取組の対象外となります。
 - 上記の作物については、全国共通取組での取組が可能です。
- 〈見直しの必要性〉
- 今後、全国共通取組の拡充、取組の拡大に伴い地域特認取組への配分は少なくなることが見込まれることから、一部見直します。

取組番号	取組内容	対象作物 (変更後)	支援単価 (円以内/10a) (変更なし)
2	リビングマルチ	全国共通取組に移行	
4	冬期湛水	水稻（飼料用稲を除く）	8,000～4,000
7	炭の投入	水稻（飼料用稲を除く） 野菜、果樹、茶	5,000
8	IPMの実践、畦畔の人手除草 および長期中干し	水稻（飼料用稲を除く）	4,000
9	希少魚種等保全水田の設置	水稻（飼料用稲を除く）	3,000
1 1	緩効性肥料の利用および長期中干し ※3	水稻（飼料用稲を除く）	4,000
1 2	緩効性肥料の利用および省耕起	露地野菜、 大豆	8,000
1 3	水田ビオトープ	水稻（飼料用稲を除く）	4,000、3,000
1 4	水田の生態系に配慮した雑草管理	水稻（飼料用稲を除く）	4,000
1 5	IPMの実践	野菜、果樹、茶、 大豆	8,000、4,000
1 6	在来草種の草生による天敵利用	果樹	4,000
1 7	緩効性肥料の利用および深耕	茶	8,000
2 1	殺虫殺菌剤・化学肥料を使用しない栽培	水稻（飼料用稲を除く）	6,000

※3 緩効性肥料の利用および長期中干しについて

- 被覆（元肥一発）肥料の被膜殻の流出防止対策の実施が要件に追加

4 その他の変更点

- 支援対象となる農業者団体の要件は、取組者が2戸以上に変更になりました。
 - 推進活動の選択メニューが変更されました。
 - 環境こだわり認証の要件である環境配慮技術に、「農業用使用済みプラスチックの適正処理」が必須項目に追加されました。
- ※有機農業でも必要です。